

第14号議案

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

道路占用料の額の改定に準じて、使用料又は占用料の額の改定を行うため提案する。

蒲郡市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市公共用物の管理に関する条例（昭和51年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

使用の種類	区 分	単 位	使用料
電柱類	第1種電柱	1本1年につき	円 830
	第2種電柱	1本1年につき	1,300
	第3種電柱	1本1年につき	1,700
	第1種電話柱	1本1年につき	740
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600
	その他の柱類	1本1年につき	74
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	7
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	4
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年につき	2,300
	その他のもの	使用面積1平方 メートル1年につき	1,500
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	45

	の		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	67
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	89
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	180
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	310
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	450
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	890
通路	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	690
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,500
露店及び商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	230
看板類	看板 (アーチであ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき

	るものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	標識		1本1年につき	1,200
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
		その他のもの	1本1月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
		その他のもの	1基1月につき	1,200
工事施設及び工事用材料置場			使用面積1平方メートル1月につき	230
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.04を乗じて得た額

(蒲郡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 蒲郡市河川占用料等徴収条例（平成12年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

占 用 の 種 類		単 位	占用料の額
耕地として占用する場合		1平方メートル 1年につき	円 15
電柱類	第1種電柱	1本1年につき	830
	第2種電柱	1本1年につき	1,300
	第3種電柱	1本1年につき	1,700
	第1種電話柱	1本1年につき	740
	第2種電話柱	1本1年につき	1,200
	第3種電話柱	1本1年につき	1,600

	その他の柱類	1本1年につき	74
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	7
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	730
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	450
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,500
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	45
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	67
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	89
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	310
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	450
	外径が1メートル以上 のもの	長さ1メートル 1年につき	890
その他の 場合	近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により固定資産税課税台帳に登録された価格を基準として市長が定める額		

（蒲郡市倉舞港管理条例の一部改正）

第3条 蒲郡市倉舞港管理条例（昭和59年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条、第11条関係）

港湾施設	区 分			単 位	使用料の額
野積場	一般利用の場合			1平方メートル 1日につき	円 2.2
	専用利用の場合			1平方メートル 1月につき	34.5
泊地	主たる停 係場と して常 時利 用す る場 合	漁船	総トン数5トン 未満	1隻1月につき	86
			総トン数5トン 以上20トン未 満	1隻1月につき	129
			総トン数20ト ン以上	1隻1月につき	216
	その 他の 船舶	総トン数20ト ン未満	1隻1月につき	216	
		総トン数20ト ン以上100ト ン未満	1隻1月につき	540	

			総トン数100 トン以上	1隻1月につき	1,080
港湾施設 用地	港湾施設を設ける場合			1平方メートル 1年につき	605
	柱類 を設 ける 場合	第1種電柱		1本1年につき	830
		第2種電柱		1本1年につき	1,300
		第3種電柱		1本1年につき	1,700
		第1種電話柱		1本1年につき	740
		第2種電話柱		1本1年につき	1,200
		第3種電話柱		1本1年につき	1,600
		その他の柱類		1本1年につき	74
	線類 を設 ける 場合	共架電線その他上空に設 ける線類		1メートル1年 につき	7
		地下電線その他地下に設 ける線類		1メートル1年 につき	4
	塔類 を設 ける 場合	変圧塔		1基1年につき	1,500
		広告塔		表示面積1平方 メートル1年につ き	2,300
		その他の塔類		1平方メートル 1年につき	1,500
	管類 を設 ける 場合	外径が7センチメートル 未満のもの		1メートル1年 につき	31
		外径が7センチメートル 以上10センチメートル 未満のもの		1メートル1年 につき	45
外径が10センチメート ル以上15センチメート ル未満のもの			1メートル1年 につき	67	
外径が15センチメート ル以上20センチメート ル未満のもの			1メートル1年 につき	89	

	外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	130
	外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	180
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	310
	外径が70センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	450
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	890
	その他の工作物を設ける場合	1平方メートル1年につき	1,210
	工作物を設けない場合	1平方メートル1年につき	605

(蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部改正)

第4条 蒲郡市倉舞港の港湾区域内の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成12年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	区 分	単 位	金 額	
水域等占用料	港湾施設を設ける場合	1平方メートル1年につき	円 120	
	柱類を設ける場合	第1種電柱	1本1年につき	580
		第2種電柱	1本1年につき	910
		第3種電柱	1本1年につき	1,190
		第1種電話柱	1本1年につき	520
		第2種電話柱	1本1年につき	840

	第3種電話柱	1本1年につき	1, 120
	その他の柱類	1本1年につき	51
線類を設ける場合	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	4
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートル1年につき	2
塔類を設ける場合	変圧塔	1基1年につき	1, 050
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1, 610
	その他の塔類	1平方メートル1年につき	1, 050
管類を設ける場合	外径が7センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	21
	外径が7センチメートル以上10センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	31
	外径が10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	46
	外径が15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	62
	外径が20センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	91
	外径が30センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	126
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	217
	外径が70センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	315

		外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	623
	漁業用工作物を設ける場合		1,000平方メートル1月につき	2
	その他の工作物を設ける場合		1平方メートル1年につき	240
	工作物を設けない場合		1平方メートル1年につき	120
土砂採取料	土砂を採取する場合		1立方メートルにつき	200

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。